

令和6年度

入学者選抜募集要項

島根県立吉賀高等学校

吉賀高等学校入学者選抜共通

1 求める生徒像

「特別選抜」, 「推薦選抜」, 「一般選抜」, 「第2次募集」共通

- 1 地域の様々な人と交流し, 力を合わせることができる生徒
- 2 地域の環境資源を活かした学びを基に自分と向き合う生徒
- 3 地域の現状を知り, ふるさとの未来に向けて行動できる生徒
- 4 地域の中で学ぶことにより, 広い視野を身につける生徒

2 募集人員: 定員 40 名

(1) 募集人数全体において, 島根県外居住者からの募集は 8 名以内とする。

(2) 中高一貫教育校(連携型)「特別選抜」
定員(40名)の65%(26名)程度とする。

(3) 推薦入学者選抜「推薦選抜」
定員(40名)の25%(10名)程度とする。

(4) 一般入学者選抜「一般選抜」
定員(40名)から特別選抜と推薦選抜の合格内定者数を引いた数とする。

(5) 第2次募集入学者選抜「第2次募集」

令和6年3月14日(木)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で, 欠員が生じた場合において, 欠員数を募集人員とする。

第2次募集を行う学校, 課程, 学科及び募集人員は, 令和6年3月14日(木)10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

3 選抜において重視する点

(1) 中高一貫教育校(連携型)「特別選抜」
中学校における学習の状況, 面接及び自己報告書, 作文による総合審査

(2) 推薦入学者選抜「推薦選抜」
中学校における学習の状況, 面接及び調査票, 作文による総合審査

(3) 一般入学者選抜「一般選抜」
中学校における学習の状況, 5教科学力検査, 面接による総合審査

(4) 第2次募集入学者選抜「第2次募集」
中学校における学習の状況, 一般選抜学力検査(5教科), 面接による総合審査

4 宿泊施設の斡旋について

県外の生徒については、推薦選抜の内定者、一般選抜の合格者の順に、吉賀町役場総務課吉賀高校支援室が優先的にサクラマス交流センターまたはよしかみらい交流センター(吉賀高等学校生徒向け宿泊施設)を斡旋します。ただし、収容人員に達した場合は斡旋を中止しますのでご注意ください。このことについては、吉賀高等学校ホームページでも周知しますので、必ず確認してください。

また、サクラマス交流センターまたはよしかみらい交流センターに入所できない県内町外生徒の交通手段について、公共交通機関の運賃助成等の通学支援を行いますので、出願の際の参考にしてください。

5 新型コロナウイルス感染症等の拡大による緊急対応について

今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、方針等を変更する場合があります。

(1) 「特別選抜」、「推薦選抜」、「一般選抜」共通

(ア) 吉賀高等学校会場以外を受検会場とすること等が生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、吉賀高等学校ホームページ上でも周知しますので、必ず確認してください。

(イ) 急遽、受検会場を変更する等の事態が生じた場合などに備え、緊急連絡先調査票(新型コロナウイルス感染症等拡大対策)の緊急連絡先欄に(任意で)記入し、出願書類とともに提出してください。

(2) 「特別選抜」、「推薦選抜」共通

予定していた選抜実施日に、新型コロナウイルス感染症罹患等で受検できない受検生がいた場合は、別の実施日として令和6年1月24日(水)を設定します。

6 作成する資料について

個人調査報告書等、本冊子中の「様式第1号」～「様式第26号」の様式につきましては、島根県教育委員会教育指導課のホームページから入力フォームをダウンロードして使用して下さい。

ダウンロードURL : http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/index.html

中高一貫教育校（連携型）

募集要項（特別選抜）

1 出願

(1) 出願資格

吉賀町立柿木中学校、吉賀町立吉賀中学校又は吉賀町立六日市中学校に在籍し、令和6年3月に卒業する見込みの者で、次の(ア)～(オ)に該当する者。

- (ア) 本校を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- (イ) 本校に興味及び関心を有すること。
- (ウ) 合格した場合、入学の意思が確実であること。
- (エ) 基礎的学力を有し、出席状況が良好で、基本的生活習慣が身につけていること。
- (オ) 学習に取り組む意欲が高く、入学後に部活動、生徒会活動、ボランティア及び地域貢献活動に積極的に取り組む意欲があること。

(2) 出願期間

令和6年1月10日(水)から1月15日(月)12時までとする。

受付時間；1月10日(水)、1月11日(木)、1月12日(金)は9時から17時まで
1月15日(月)は9時から12時まで

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業見込みの中学校の校長を経由して、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書(本校所定の特別選抜入学願書)

入学願書は、黒又は青のペン(消せる筆記具は不可)で記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 自己報告書(本校所定の様式)

イ 中学校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(特別選抜用)

(イ) 個人調査報告書(様式第2号)

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

2 選抜方法

(1) 中学校における学習の状況, 面接及び自己報告書, 作文による総合審査

(2) 面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確であるか。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確であるか。
- (ウ) 意欲的に学び, 考える態度をもっているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

(3) 作文における評価の観点

- (ア) 原稿用紙の使い方, 字数は適切か。不正表現, 誤字, 脱字がなく, 句読点等は適切であるか。
- (イ) 語彙が豊かで, 使い方は適切か。簡潔でわかりやすい文章であるか。
- (ウ) 文章構成, 段落設定は適切か。論旨に一貫性があるか。
- (エ) 与えられた課題に合致しており, 内容が充実しているか。

3 面接・作文検査

(1) 会場 ; 島根県立吉賀高等学校

(2) 期日 ; 令和6年1月18日(木)

| | | | |
|----------|-----|-------------|---------------|
| (3) 日程 ; | 受付 | 9:30~9:50 | (吉賀高等学校 職員玄関) |
| | 諸注意 | 9:50~10:00 | |
| | 作文 | 10:10~11:10 | |
| | 休憩 | 11:10~11:30 | |
| | 面接 | 11:30~ | |

面接に関する詳細(開始時間, 会場等)事項は, 受検票送付時に同封します。
必要に応じて, 昼食の準備をお願いします。

4 合格内定通知

合格内定の有無について, 吉賀高等学校長から連携中学校長へ合格内定状況一覧表(様式第4号)により通知する。また, 合格が内定した志願者へは, 吉賀高等学校長から連携中学校長を通じて合格内定通知書(様式第5号)により通知する。

以上の通知は, 令和6年1月25日(木)10時以降に行う。

また, 合格発表は, 令和6年3月14日(木)10時とする。

5 その他

- (1) いったん受理した入学願書, 添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 特別選抜と推薦選抜を同時に出願することはできない。
- (3) 特別選抜の合格内定者は, 公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (4) 合格者に係る通知・文書等を中学校教員に直接交付する場合は, 委任状(様式第 18 号)の提出を求める。
- (5) 合格内定とならなかった場合は, 吉賀高等学校を含め, 改めて公立高等学校に出願することができる。島根県内の公立高等学校に出願する場合, 吉賀高等学校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり, 入学検定料 800 円のみを納付する。(県立高等学校については, 島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし, 消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については, 松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従うこと。)

推薦入学者選抜
募集要項（推薦選抜）

1 出願

(1) 出願資格

令和6年3月に特別選抜対象校以外の中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、次の(ア)～(オ)に該当し、当該中学校等の校長が推薦する者とする。

- (ア) 本校を志望する動機や理由が明確で適切であること。
- (イ) 本校に興味及び関心を有すること。
- (ウ) 合格した場合、入学の意思が確実であること。
- (エ) 基礎的学力を有し、出席状況が良好で、基本的生活習慣が身につけていること。
- (オ) 学習に取り組む意欲が高く、入学後に部活動、生徒会活動、ボランティア及び地域貢献活動に積極的に取り組む意欲があること。

(2) 出願期間

令和6年1月10日(水)から1月15日(月)12時までとする。

持込みの場合；1月10日(水)、1月11日(木)、1月12日(金)は9時から17時まで
1月15日(月)は9時から12時まで

郵送の場合；1月15日(月)12時以降に届いたものについては、1月11日(木)までの消印のあるものに限り返す。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業見込みの中学校等の校長を経由して、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書(本校所定の推薦選抜入学願書)

入学願書は、黒又は青のペン(消せる筆記具は不可)で記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料 2,200 円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 調査票(本校所定の様式)

(オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

イ 出身中学校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 出身中学校等の校長推薦書(本校所定の様式)

(イ) 個人調査報告書(様式第2号)

- (ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)
- (エ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(推薦選抜用)
- (オ) 上記(イ)及び(エ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)
県外中学校等から出願する際は、(オ)の電子データの提出は不要である。

(4) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認(様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出する。この手続きを経て、吉賀高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- (イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人は原則として志願者の親族(祖父母、おじ、おば等)とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。

- (ア) 身元引受人の承諾証明書(本校所定の様式)
- (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)
又は、その他それを証明する資料(様式自由)
- (ウ) 身元引受人の住民票

※親族が身元引受人の場合は(ア)、(イ)、(ウ)のすべてを添付提出する。
親族等以外が身元引受人の場合は(ア)を添付提出する。

2 選抜方法

(1) 中学校における学習の状況、面接及び調査票、作文による総合審査

(2) 面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び、考える態度をもっているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

(3) 作文における評価の観点

- (ア) 原稿用紙の使い方、字数は適切か。不正表現、誤字、脱字がなく、句読点等は適切か。
- (イ) 語彙が豊かで、使い方は適切か。簡潔でわかりやすい文章か。
- (ウ) 文章構成、段落設定は適切か。論旨に一貫性があるか。
- (エ) 与えられた課題に合致しており、内容が充実しているか。

3 面接・作文検査

(1) 会場； 島根県立吉賀高等学校

(2) 期日； 令和6年1月18日(木)

| | | | |
|---------|-----|-------------|---------------|
| (3) 日程； | 受付 | 9：30～ 9：50 | (吉賀高等学校 職員玄関) |
| | 諸注意 | 9：50～10：00 | |
| | 作文 | 10：10～11：10 | |
| | 休憩 | 11：10～11：30 | |
| | 面接 | 11：30～ | |

受検票は、県内居住者には出身中学校長あてに送付し、県外居住者には受付時に手交します。面接に関する詳細(開始時間、会場等)事項は、出身中学校長あてに送付します。必要に応じて、昼食の準備をお願いします。

4 合格内定通知

合格内定の有無について、吉賀高等学校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表(様式第4号)により通知する。また、合格が内定した志願者へは、吉賀高等学校長から出身中学校等の校長を通じて本人に合格内定通知書(様式第5号)により通知する。

以上の通知は、令和6年1月25日(木)10時以降に行う。

また、合格発表は、令和6年3月14日(木)10時とする。

5 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 特別選抜と推薦選抜を同時に出願することはできない。
- (3) 推薦選抜の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (4) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第18号)の提出を求める。
- (5) 合格内定とならなかった場合は、吉賀高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。島根県内の公立高等学校に出願する場合、吉賀高等学校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみ納付する。(県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従うこと。)

募集要項(一般選抜)

1 出願

(1) 出願資格

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (イ) 令和6年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(2) 出願期間

令和6年1月29日(月)から2月1日(木)12時までとする。

持込みの場合；1月29日(月), 1月30日(火), 1月31日(水)は9時から17時まで
2月1日(木)は9時から12時まで

郵送の場合；2月1日(木)12時以降に届いたものについては, 1月31日(水)までの消印があるものに限って受け付ける。

(3) 出願手続

ア 入学志願者は出願に当たり, 次に掲げるものを, 出身中学校等の校長を経由して, 所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書(本校所定の一般選抜入学願書)

入学願書は, 黒又は青のペン(消せる筆記具は不可)で記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には, 該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず, 斜線を記すこと。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお, 写真は無帽・無背景・正面とし, 本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

学力検査料1,400円及び入学検定料800円, 合計2,200円を島根県立高等学校については, 島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし, 消印をしてはならない。

(エ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

- (ア) 個人調査報告書(様式第2号)
- (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)
- (ウ) 公立高等学校入学希望者選抜出願者名簿(様式第15号)(一般選抜用)
- (エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

ウ その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受験料は返還しない。

(4) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出する。この手続きを経て、吉賀高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- (イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人は原則として志願者の親族(祖父母、おじ、おば等)とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。

- (ア) 身元引受人の承諾証明書(本校所定の様式)
- (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)
又は、その他それを証明する資料(様式自由)
- (ウ) 身元引受人の住民票

※親族が身元引受人の場合は(ア)、(イ)、(ウ)のすべてを添付提出する。

親族等以外が身元引受人の場合は(ア)を添付提出する。

(5) 自己申告書の提出

(ア) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に吉賀高等学校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に吉賀高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

2 出願状況の発表

上記1による出願者の状況を、令和6年2月2日(金)の14時に、島根県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の3により変更となった後の出願者の状況を、2月16日(金)の14時に、島根県教育委員会の同ホームページで発表する。

3 志願変更

上記1により出願をした者が希望する場合には、1回に限り、他の学校の課程、学科(部)に志願変更することができる。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は令和6年2月7日(水)から2月9日(金)17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。

受付時間;3日間とも9時から17時まで

イ 志願変更先高等学校への提出期間は令和6年2月13日(火)から2月14日(水)17時までとする。ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

持込みの場合;2月13日(火)9時から2月14日(水)17時まで

郵送の場合;2月14日(水)17時以降に届いたものについては、2月13日(火)までの消印があるものに限って受け付ける。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に**出願先**の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願変更届(様式第10号)

入学志願変更証明書(様式第10号-2)にも必要事項を記載し、切り取らずに提出すること。

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書(志願変更先高等学校の所定の様式)

書き方等は、**1の(3)のアの(ア)および(イ)**に準ずる。(受検票の部分に写真をはりつけること。)

イ 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に**志願変更先**の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書(様式第10号-2)

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書(上記アの(イ)により提出し、出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの)

(ウ) その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

「**1 出願 (3) 出願手続**」に準ずる。ただし、受検料を再度納付する必要はない。

ウ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に**志願変更先**の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(志願変更用)(志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出すること。)

(ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)(当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出)

(エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

エ その他

- (ア) 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (イ) 中学校等を卒業後5年を超える者、及び県外居住者については、アの手続きを出身中学校等の校長を経由せずに行うことができる。その場合、必要書類の提出は本人又は法定代理人が行い、入学志願変更証明書の交付及び入学願書の返付を受けること。また、本人の場合には身分を証明するものを、法定代理人の場合には身分を証明するもの及び本人との関係を証する書類を提示すること。

ただし、この場合もイの手続きは出身中学校等の校長を経由して行い、また、出身中学校等の校長はウの手続きを行うこと。

- (ウ) いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ受検辞退届(様式第13号)を提出すること。

(3) その他

- ア 県外居住者の出願、自己申告書の提出については、1の(4)及び(5)に準ずる。
- イ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状(様式第18号)の提出を求める。

4 選抜方法

中学校等における学習の状況、5教科学力検査、面接による総合審査

5 学力検査及び面接

(1) 学力検査

ア 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

イ 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(ア)、(イ)の方針により出題する。

- (ア) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。
- (イ) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(2) 面接検査

面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び、考える態度をもっているか。
- (エ) 中学校等でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

(3) 実施期日、会場及び教科とその配点

ア 学力検査: 下記の教科を1教科 50 分として一斉に実施する。

配点は、各教科とも 50 点満点とする。

会 場 ; 島根県立吉賀高等学校
期 日 ; 令和 6 年 3 月 5 日 (火)

| | | |
|--------|-----------------------|---------------|
| 受 付 | 8 : 3 0 ~ 8 : 5 0 | (吉賀高等学校 職員玄関) |
| 諸注意・入場 | 8 : 5 0 ~ 9 : 1 5 | |
| 国 語 | 9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0 | |
| 数 学 | 1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 2 0 | |
| 社 会 | 1 1 : 4 0 ~ 1 2 : 3 0 | |
| 昼 食 | | |
| 英 語 | 1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 1 0 | |
| 理 科 | 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0 | |

イ 面接検査 : 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 15:40~17:30(学力検査後)

※受検者数が多い場合は2日間【令和 6 年 3 月 6 日 (水)】で実施する。

配点は 10 点満点とする。

【3月6日(水)実施の場合】

| | | |
|---------|-------------------|---------------|
| 受 付 | 8 : 5 0 ~ 9 : 1 0 | (吉賀高等学校 職員玄関) |
| 諸 注 意 | 9 : 1 0 ~ 9 : 2 0 | |
| 面 接 検 査 | 9 : 3 0 ~ | |

※面接に関する詳細は受検票送付時に同封します。

6 追検査

(1) 出願資格

一般入学者選抜検査(以下「本検査」という。面接等を含む。) 当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(イ) 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

ア 出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し(該当する可能性があり)追検査受検を希望する受検生がいた場合、ただちに吉賀高等学校長及び島根県教育委員会へ電話で連絡する。

(イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月6日(水)午前10時までに吉賀高等学校長に提出する。

- ・追検査受検願(様式第 25 号) 1部
- ・証明書類(検査当日の医師の診断書等) 1部
- ・追検査受検者名簿(様式第 26 号) 3部

イ 追検査の受検希望の連絡を受けた高等学校長は、次の手続きを行う。

- (ア) 追検査の受検希望の連絡があった場合は、すみやかに島根県教育委員会に報告し、追検査に係る検討に入る。
- (イ) アの(イ)の提出を受けた高等学校長は、追検査を受検する理由を審査し、島根県教育委員会と協議の上、正当と認めた場合に受検を許可する。
- (ウ) 受検を許可した高等学校長は、3月6日(水)午前11時までに追検査受検者確定数を電話で教育指導課長に報告する。
- (エ) 受検を許可した高等学校長は、許可した者の学力検査場を決定し、追検査受検者名簿の※印欄に記入の上、3月6日(水)中に、中学校長を通じ受検者に通知する。
- (オ) 受検を許可した高等学校長は、3月6日(水)までに追検査受検名簿1部を教育指導課長に提出する。

(3) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(4) 実施期日及び検査内容

令和6年3月11日(月)の1日のみとし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。面接等を実施する場合は、学力検査終了後引き続いて行う。

(5) 学力検査場

追試験の学力検査場は、別途通知する。

(6) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(7) その他

- (ア) 追検査の受検料は徴収しない。
- (イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を持ってくる。
- (ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。
- (エ) その他詳細については、別途通知する。

7 合格発表

合格発表は、令和6年3月14日(木)10時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。また、当日吉賀高等学校ホームページ上においても発表する。

8 その他

- (1) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第18号)の提出を求める。
- (2) 合格者が吉賀高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、吉賀高等学校長は合格を取り消すことがある。

第2次募集入学者選抜実施要項
募集要項(第2次募集)

令和6年度入学者選抜合格発表の時点で欠員が生じたときは、次により第2次募集を行う。

1 出願

(1) 出願資格

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者で、令和6年度の島根県公立校等学校入学者選抜学力検査を受検している者。

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (イ) 令和6年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
ただし、以下の(エ)又は(オ)に該当する者は除くものとする。
- (エ) 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者
- (オ) 令和6年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続きをした者
なお、令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において、吉賀高等学校に出願(志願変更した場合には、志願変更後に吉賀高等学校に出願)した者は再度出願することはできない。

(2) 出願期間

令和6年3月15日(金)から3月18日(月)12時までとする。

ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

持込みの場合;3月15日(金)は9時から17時まで

3月18日(月)は9時から12時まで

郵送の場合;3月18日(月)12時以降に届いたものについては、3月15日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 入学志願者は出願に当たり、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書(本校所定の第2次募集入学願書)

入学願書は、黒又は青のペン(消せる筆記具は不可)で記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

(イ) 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書

一般選抜へ出願した者は、その際に交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。

(ウ) 入学検定料 800 円

島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。
なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に吉賀高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿(様式第15号)(第2次募集用)

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(4) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出する。この手続きを経て、吉賀高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(一般選抜の出願時に提出した資料の写しでも可)

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人は原則として志願者の親族(祖父母、おじ、おば等)とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。

(ア) 身元引受人の承諾証明書(本校所定の様式)

(イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明

(様式自由)又は、その他それを証明する資料(様式自由)

(ウ) 身元引受人の住民票

※親族が身元引受人の場合は(ア)、(イ)、(ウ)のすべてを添付提出する。

親族等以外が身元引受人の場合は(ア)を添付提出する。

(5) 自己申告書の提出

ア 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。

イ 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に吉賀高等学校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に吉賀高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

(6) その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料は返還しない。

2 辞退届の提出

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は**すみやかに吉賀高等学校長に受検辞退届（様式第 13 号）を提出すること。**

3 選抜方法

(1) 中学校等における学習の状況、一般選抜学力検査(5教科)の結果、面接検査による総合審査

(2) 面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び、考える態度をもっているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

4 面接検査

(1) 会場； 島根県立吉賀高等学校

(2) 期日； 令和6年3月19日(火)

(3) 日程； 受付 10:10～10:30 (吉賀高等学校 職員玄関)
諸注意 10:30～10:40
面接 10:50～

※受検票は、受付時に手交します。

※面接に関する詳細(開始時間、会場等)事項は、出身中学校長あてに送付します。

5 合格発表

令和6年3月22日(金)15時とする。吉賀高等学校長は出身中学校等の校長を通じて本人に連絡する。

6 その他

- (1) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第 18 号)の提出を求める。
- (2) 合格者が吉賀高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、吉賀高等学校長は合格を取り消すことがある。
- (3) その他、特別に必要なときは、吉賀高等学校長は島根県教育委員会と協議して決定する。